

借上復興住宅弁護団の  
神戸市会議員に対する公開質問状に対する回答一覧

所属	市会議員	質問1 あなたは、神戸市が、入居継続希望者に対し、提訴することについて、賛成しますか、反対しますか。 また、その理由をお教え下さい。 なお、「検討中」とされる場合は、どのような理由から検討が必要とお考えになるのか、どのような点を検討されるのかをお教え下さい。	質問2 URは、神戸市の方針に従って述べており、神戸市が、被災入居者の居室のみを借りる戸別借りをすれば、「多額の税金」を投入することなく、入居継続希望者の生命・健康は確保され、利害の調整を図ることは可能です。 あなたは、このような解決方法についてどのようにお考えですか。	質問3 神戸市は、既に借上復興住宅から転居した入居者との公平性について言及していますが、あなたは、この主張についてどのようにお考えですか。 また、一般公営住宅に入居した被災者と借上げ復興住宅の入居者との公平性についてどのようにお考えですか。	その他の記載
公明党 神戸市会議員団	吉田謙治 団長	借上げ期間到来後、許可無く入居を続ける状態が続くことは好ましいことではないと考えます。現時点では、入居者の方々にご理解を頂くべくお話を継続しているところと聞いております。個別に提訴まですべき内容や事情の存否については、個人情報にわたる部分であり、当方の立場では判断のしようがありませんが、話し合いで解決されることが望ましいことは当然のことと考えます。	UR住宅については、従前から退去されたところについては順次返還しており、事実上「戸別借り」になっています。また、民間の借上げについても当初の契約上は1棟借りが前提ですが、オーナーに一定の家賃保証を行う条件で個別借りができる制度を設けており、オーナーの理解が得られるところはこれも事実上「戸別借り」が可能となっていると聞いています。しかし、借上げ期間満了後の本来家賃との差額は、投入する「税金」の多寡の問題ではなく、公平性の観点から問題があることは違いはないと考えます。	原則としてすでに退去された方々との公平性に問題が残ることはその通りと考えます。今回、継続入居を認められる条件にかなわずとも継続入居を希望される妥当性について、単にコミュニティ云々では説明が不十分と言わざるを得ないと考えます。継続条件に該当しなくとも、それに準ずるものであるかどうか、これも個別の個人情報にかかると存じますので、当方として判断する材料がありません。一般の公営住宅入居者と借上げ復興住宅入居者との公平性については、これを問うならそもそもこれらの住宅に入れなかった被災者との公平性の問題もあり、単純に比較できるものではありません。あの震災当時、仮設から恒久住宅への入居を急いでいた時期に、公営住宅を建設する土地が十分ではなく、これを補うものとして借上げ公営住宅の制度ができた経緯を知らない方が論ずる話ではないかと存じます。	
日本共産党	大前まさひろ	提訴することに反対です。そもそも神戸市が決めた継続基準自体が勝手に線を引かれたもので、それに合わない人たちは訴えてでも追い出そうとするのはあまりにも冷たすぎます。それぞれにこの20年間作ってきたコミュニティを壊すことになり、命にもかかわる大問題です。希望者は全員継続入居を認めるべきだと考えます。	賛成です。神戸市は借上げ住宅を継続するとお金がかかるからというが、本来なら阪神・淡路大震災が起こったとき、住居を失った被災者に市営住宅をつくらなければならぬはずでした。それを借上げ住宅という方式をとり、国からの支援もあり、本来使うお金を浮かすことができたはずで。	既に転居した入居者は神戸市に言われるがまま、仕方なく転居した人も多い。転居してからの問題も多数起っています。一方、一般の災害公営住宅に住んでいる人は20年の期限で追い出されることが平等ではなく、一般の災害公営住宅と同じく、借上げ住宅入居者も継続入居にすべきだと考えます。	
日本共産党	赤田かつり	神戸市による入居継続希望者に対する提訴について反対です。公開質問状の文面に記載されているとおり、借上げ住宅は入居者にとって「命綱」です。神戸市による「提訴」は個人の尊厳を脅かす許せない行為です。	賛成です。	「公平性」を論じること自体がおかしいと思います。私は垂水区で、県営借上住宅の入居者を訪ねることはありますが、兵庫県からの通知に恐れおのき、慌てて荷造りをして転居準備をしている方に何件か出会いました。転出された方も本来なら慣れ親しんだ住居で暮らしたかったのではないのでしょうか。だいたい、借上住宅からの追い出し自体、不当な行為であり、「公平性」について神戸市が言及する資格はありません。	
日本共産党	林まさひと	反対です。被災者は高齢の方です。被災者がいる限り、復興施策は続けるべきだと考えます。	賛成します。	神戸市の主張には賛同できません。神戸市が借上げ住宅から追い出した行為こそ問われる問題です。そもそも、公営(市営)住宅の少なさにこそ問題があると思います。大震災後の市民の声「空港より住宅を」という声に耳を傾けなかった、神戸市の施策に問題があるということだと考えます。	
日本共産党	金沢はるみ	反対。そもそも居住権を侵害するため。	神戸市が負担するお金はわずかであり、被災者の為に負担するのは当然。	借上げ復興住宅から転居した方の中には、神戸市の担当者から強く言われてやむなく転居した方もおられる。公平性というならば、80歳以上や要介護3以上の方は住み続けられるということで線引きすることは、公平性を欠いている。転居が困難と言われている方については転居せずに住み続けられるようにすべきと考える。一般公営住宅に入居した被災者はずっと住み続けられるのに、たまたま借上げ住宅に住んだという理由で転居を余儀なくされることは不公平である。	
日本共産党	今井まさこ	提訴することに反対です。借上げ住宅の被災者は、20年前に住居を失い、仮設住宅などを転々としながら、最終的に借上げ住宅に入居されました。その多くが「終の棲家」と考え入居されています。また、入居期限についても行政から説明もなかった。これは市の説明不足であり、市の責任に属すると考えます。20年たったからと転居を強制するのは、被災者から住居を奪うことにつながります。被災者を被告席に立たせることは、あってはならないと考えます。	戸別借りは、理にかなっていると思います。	神戸市は、借上げ住宅の期限が来たからといって、半ば強制的に追い出しを行ってきました。多くがコミュニティを断ち切れ、泣く泣く転居を強制された方々です。その方々をあげて、今入居している被災者にも同じことを強制し、公平性を図ることがいいとはいえません。神戸市の復興施策を見直し、被災者の立場にたち、入居を希望する方々を、これまで通り入居継続をすべきです。追い出しを行った方々には、「心のケア」を行う責任があると考えます。	
日本共産党	松本のり子	入居継続希望者に対しての提訴は反対です。理由は借上げは震災時、公営住宅が足らなく、借上げを公営住宅と位置づけたので公営住宅としてみているから。	賛成です。	今残っている人は、高齢で地域の病院などを利用している人が大半だと思います。借上げ住宅から転居した方は、「転居しても生活できると判断したから」ではないのでしょうか。公平か不公平かは基準にするのはおかしいと思います。21年前の震災の時は、借上げ住宅か公営住宅かの判断は市もなかったと思います。	
日本共産党	大かわら鈴子	絶対反対です。これまでの議会の議論等経過を無視するものであり、提訴すべきではありません。神戸市が入居者に期限を説明し、納得の上で入居されたものではなく、公営法から見ても合理性がありません。20年、歳を重ねた被災者を法廷に立たせるなどあってはならないことで怒りを禁じえません。	賛成です。残されている方は、様々な事情を抱えた方ばかりです。再びコミュニティを破壊することは、入居者にとって生活そのものを壊すことであり、生命にもかかわりかねません。URだけでなく、民間借上も含めて希望者全員の継続入居を実現するため、神戸市は決断すべきです。	終の棲家として入居されていた皆さんを、神戸市が突然かつてない言い分強制的に退去させてきたのですから、公平性を持ち出すこと自体言語道断です。一般入居者も、借上入居者も神戸市の施策として行ってきたのだから何ら矛盾はないと考えます。むしろ継続入居を認めることで公平性が保たれると思います。	
日本共産党	味口俊之	反対です。被災者である入居者を法廷に立たせるなど言語道断です。また公営住宅法から考えると、提訴することに合理性があるかどうかは、神戸市当局も分からないとしながら、訴えることは許されません。	賛成です。神戸市の方針さえ変更すれば、可能ですから、いわゆる「バラ借り」で、希望者全員の継続入居を認めるべきです。なお、URだけでなく、民間借上住宅でも、オーナーが了承出来る住宅は同様にすべきと考えます。	神戸市の一方的な「退去」施策によって、やむを得ず退去された方々の公平性を主張することは、主張そのものがナンセンスであると思います。また、一般入居者との公平性については、借上住宅入居者の継続入居を認めることが、一番公平であると考えます。	
日本共産党	朝倉えつ子	反対です。住宅は人権であり、裁判で入居者を追い出すようなやり方はやめるべきです。被災者によりそう支援こそすれ、自治体として本来転倒ではないでしょうか。	賛成です。住民の立場にたてば、いろんな柔軟な解決や対応ができるはずだと考えます。神戸市はその立場に立つべきです。「多額」ではなく少額確保は可能です。	すでに退去された方の中には、やむなく退去された方もいらっしゃると思います。震災当時の混乱時もそうであったように、現在もその時その時で最善を尽くすことが求められます。「公平性」という言う名で、一律にすすめること自体が問題であり、入居者それぞれの事情を考慮し、希望者全員の継続入居を認めることを求めます。	
日本共産党	山本じゅんじ	反対。昨年のわが会派への議会質疑答弁において、住宅都市局長が「公営法に基づく明け渡し請求が合理性を有するかどうかまでは確認できていない」と答弁をしている。また、明け渡しの根拠として公営法32条を楯に追い出しはしないとしており、提訴することは局長の答弁から逸脱していると考えます。また、震災から21年経過するなか、移転困難な事情があるからこそ継続入居を希望しているのであり、震災という特殊な事情を考慮しない、全く配慮に欠く姿勢といわざるを得ない。個人の尊厳にもかかわると考えます。	賛成。過去の議員団の質疑において、わずかな市の負担で継続入居は可能であるとの指摘をした。継続入居は可能である。	そもそも、市の執拗な「追い出し施策」の中で、やむを得ず転居に応じるなど、不本意な転居者も少なくない。あくまでも市の姿勢が前提になっており、転居した人、転居していない人という分け方で公平性云々というのは、個々人の実態に配慮しない冷たい姿勢そのもの。住まいは人権である。公平性を持ち出すのは、被災者を分断するもので看過できない。	



日本共産党	森本真	提訴することには反対。震災による住宅困窮者に対して、神戸市、兵庫県など被災自治体がとった支援策であり、20年という期限は関係ない。被災者支援策として、継続入居を続けるべきです。	URだけでなく民間借上げのオーナーに対して、個別借上を継続すべきと考えます。	借上住宅から転居した者に対して、入居者自身が希望して転居することは構わないと思います。しかし、転居しなくてはならないと泣く泣く転居(追い出し)した方がたくさんおられます。入居者の希望に応じて、対応することが公平だと考えます。一般住宅の入居者の公平性は、被災当時の応募は、市も県も同じ募集要項で、一般も借上も同じでした。一般住宅の入居者と同じように住み続けられるようにすべきです。	
新社会党	あわはら富夫	反対です。入居契約書には20年の期限が記載されていない場合もあり、神戸市側の瑕疵もある。一方的に提訴するのではなく、20年の期限が来てもし引き続き入居を認めながら、入居継続希望者と話し合いを続け、解決を図るべきです。	賛成です。	入居継続希望者にも転居できない事情があるのであり、既に借上げ復興住宅から転居した入居者との公平性に言及するのは間違いです。また、震災当時の神戸市の住宅復興政策が不十分だったため、借上げ住宅入居者は、自ら好んで入居したわけではないので、一般公営住宅と借上げ復興住宅入居者は公平に扱うべきです。	
民主こうべ政策議員団	池田林太郎	借上市営住宅は震災後、URや民間などが所有する賃貸住宅を20年の期間で市が借上げ、復興施策として供給してまいりました。これまで当局は入居者の負担を軽減するため、有職者で構成する懇談会の意見もいただきながら、支援策に取り組んでまいりました。公平性の観点からも円満解決が望まれると思われま。	継続入居を希望する入居者の個別に継続し借上げすることは、住み替えられた被災者の皆様方等との不平等が生じます。また、建物の所有者に支払う借上料と入居者から戴く住宅使用料差額は市が負担し続けることは適切な対応とは考えにくく、4党派からの申し入れにより当局は引き続き移転が困難な(要介護3以上、重度障害、85歳以上)入居世帯については入居対応しており、今後も可能な限り入居者のご希望に沿った住み替えを丁寧に事情やご希望をお聞きし、細やかな対応が寛容と考えます。	借上復興住宅にお住まいの皆様には、震災後個別にご事情があり入居されていることであると認識しております。入居されている方の中では一般市営住宅に入られた方もおられるとお聞きしており、公平性からも今後も入居要件に該当しない入居者には丁寧に事情をお伺いし対応することが望まれます。	
神戸市民党	平野章三				最初の方針決定がもっとも重要であったが、特に要件などについては、本来、県、市の協議により、同じように明確にすべきであると神戸市に申し上げてきた。その上で、変更等により公平性が欠けることは好ましくありません。
維新の党・民主党合同議員団	北山順一 前島浩一 新原秀人 白國高太郎 高岸栄基 諫山大介	神戸市は、法律に基づく契約を遵守するとともに、一方で市民の負担を、他方では身障者や高齢者の方々の個別の事情にも配慮するなど総合的な観点に立って対応を行っていると考えております。今回、神戸市が3世帯の方に住宅の明け渡しを要請したのは、このような神戸市の立場に理解が得られなかったため、やむをえず取るざるを得なかった措置であると理解しております。よって、当局の措置を支持します。	質問1で説明したとおり、被災者に対する神戸市の施策は被災者の年齢や障害の程度等個別の事情に配慮して進められてきたと理解しているところですが、UR住宅の住み替えに伴う市税の更なる負担、それ以外の被災者との公平性に配慮することは行政当局として当然の在り方だと考えます。よって、当局の取り組みを是とします。	神戸市は市民全体の福祉に責任を有する行政機関であり、住民相互間の公平性を担保すべきは当然である。本件問題については、当初より、市は20年間の賃借期間を設定した上で借上市営住宅への入居を募集し、入居者も右条件に同意したうえで入居したとの経緯があり、その上、種々の便宜が図られてきている。従って、一般の市営住宅に入居した被災者との公平性等についても考慮したうえで適切な対応をとることは行政機関としては当然のことと考えます。	
日本共産党	西ただす	提訴することに反対。借上住宅の住民を法廷に立たせ、苦しめることになり反対。	実際に継続入居を希望する方が暮らし続けられるようにすることを大前提にしながら、空き室が出た時に、新たな入居者の入居を進めることは当然のことです。神戸市が議会や市民への説明の中で、こうした努力をせず、まるでその分の負担まで現在の入居者によるもののように宣伝するやり方は、不当なものと感じております。	転居を前提として、説明をし、「そのやり方しかない。」と考え転居された方を生み出したのは神戸市の責任です。こうした一方的なやり方が、人道上も問題があると市民や議会でのやりとり、マスコミでの報道を通してあきらかになったから、神戸市は態度を変え、一定の継続入居要件を考え出してきたわけですが、そもそものやり方が間違っていました。転居された人の問題、その責めは神戸市にこそ負わされるものだと考えるものであり、現在の入居者を追い出す理由とするのは誤っています。震災のようなまさに住民の生活が大きな危機に直面した時に、行政は大きな役割を果たすべきものです。借上住宅は、そうした中で、市民生活を守るにあたって、市営・県営住宅が足りなく、その役割を果たせなかった結果、生み出された手法でした。20年の月日が過ぎたから、と言いますが、その期間で現在暮らしている公営住宅で暮らす人たちが、地域に根ざして暮らしているように、借上住宅の方も暮らしています。公平性というのであれば、借上に暮らす日とたちだけを今、わざわざ追い出すような不公平を神戸市は行うべきではないと考えます。	
自由民主党神戸市議員団	安達和彦 団長	可能な限り訴訟ではなく、話し合いによる解決が望ましいと考えます。しかし、それでも解決を見ない場合は提訴もやむを得ないものと考えます。	移転困難な方については事実上個別借りによって入居者が継続できるように配慮されておりますが、無条件に希望者の入居期間延長を実現するための個別借りについては公平性の観点から適切でないと考えます。	入居募集時より、借上復興住宅には期間があることを明示されており、一般市営住宅とは区別されていることから公平性が問われるものではないと考えます。	自由民主党神戸市議員団はこれまでも、借上期間満了をむかえる借上市営住宅の入居者に対して住み替え先のあっせんや個別の事情の聴取など親切丁寧な対応をするよう神戸市に求めて参りました。その結果神戸市は平成22年度より全ての借上市営住宅にて入居者説明会を行ってまいりました。また、住み替え先のあっせんや移転料の支払いをするともに、移転に困難がともなう入居者がおられる世帯として借上期間満了時に要介護3以上の方、重度障害者の方、85歳以上の方がおられる世帯については建物所有者の同意のもと引き続き入居ができることになりました。また、この要件に該当しない入居者の方に対して、借上期間満了のおおよそ2年前より希望される市営住宅の事前予約を受け付け、希望の市営住宅に空きがでるまで最大5年の移転期間の猶予をもうけ、個別の事情に最大限配慮する取り組みを行っております。必ずしも、入居者の希望に100%添えるものではないものの神戸市の取り組みは評価できるものと考えます。入居者の希望がすべて実現することは自由民主党神戸市議員団も望んでいるところではありますが、公平性の観点や財政負担の問題を考えればやむを得ないことだと考えます。
神戸維新の会	議員一同				コメントを差し控させていただきます。
新社会党	小林るみ子	反対します。本来、公営住宅の使用許可は行政手続きを得なければなりません。取り消しの場合も同様です。今回の借上げ住宅問題は、その手続きが十分になされないまま進められてきたからです。しかも、神戸市の場合、市営住宅の明け渡し訴訟は市長の専決処分です。家賃滞納者に対する明け渡し訴訟と同様に「軽易な事項」として扱われることになるからです。	21年前の震災で、住まいを失った被災者は、避難所から仮設住宅、仮設住宅から復興住宅へと移り住んでまいりました。住まいこそ保障されてきましたが、そのたびに、築いてきたコミュニティが断ち切れ、「孤独死」が相次ぎました。そのことから、住まいとコミュニティは切り離せないことを学び、教訓としました。しかし、今また同様のことが繰り返されるようとしています。私は、支援団体の神戸市や兵庫県との交渉にたびたび参加させていただきましたが、兵庫県に比べ、神戸市の姿勢は、どのような手法をとうろうか、一貫して「はじめに住み替えありき」です。荘である以上、生命・健康が確保されるための様々な具体的な解決方法を提案していくべきで、前述の解決方法もその一つだと考えます。	神戸市は、転居の既成事実を積みながら、「公平性」を全面に出し、借上げ住宅に住み続けることを希望している居住者を追い込んでいこうとしています。「公平性」というのであれば、たまたま借上げ住宅に入居した居住者と一般公営住宅の居住者との公平性はどこにあるのかと問いたいと思います。	

※掲載の順番は到着順です。  
 ※公開質問状では各市議員の回答をお願いしておりましたので、議員団・団長の回答については個々の議員の方のお名前は省略しております。  
 ※その他の党派、無党派の方からは平成28年1月末時点で回答はありませんでしたので、記載していません。